

令和3年(ワ)第28700号 生物学上の新調査義務確認等請求事件  
 原告 江蔵 智  
 被告 東京都

証 拠 説 明 書  
 (甲 54～甲 59)

2023年3月25日

東京地方裁判所民事第16部乙係 御中

原告訴訟代理人弁護士 海 渡 雄 一  
 同 弁護士 小 川 隆 太 郎

甲 号 証	標 目 (原本・写し の別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備 考
54	オディエーブル対 フランス 事件判決 写し	判決日付 : 2003年 2月13日	ヨーロッ パ人権裁 判所	① 養子が実母など出生に関する情報を知る権利が、私生活を尊重する権利として認められること(パラグラフ29、42)。 ② 私生活を効果的に尊重するために、当局には干渉しないという消極的義務だけでなく、個人間の関係の領域においても肯定的な措置を取る積極的義務が存在すること(パラグラフ40)。 ③ オディエーブル事件は匿名出産の事案であり、母親は明示的に出生に関する情報を秘密にするよう要求している事案であるにもかかわらず、「裁判所は、本事例において、申請者は、第三者の利益の保護を確保しつつ、自分のルーツの一部をたどることを可能にする母親と実の家族に関して、名前は特定されないかたちでの情報へのアクセスが与えられた」こと(パラグラフ48)。 ④ 当局の積極的措置として、フラン	

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
				<p>スでは匿名出産に関して2001年に法律が改正され、「申請者は、母親の保護の必要性と申請者の正当な要求が公平に調整されるように、母親の同意を得ることを条件に、母親の身元開示を要求するためにこの法律を利用することができる。実際、可能性は低いものの、立法府によって設置された新しい審議会を通じて、申請者が求めている情報を入手できる可能性は排除できない。」という状況になっていること（パラグラフ49）。</p> <p>⑤ 「ドイツでは、1989年1月31日の判決で、連邦憲法裁判所が、尊厳と自由な発達に対する一般的権利に基づく人格の基本的権利として、誰もが自分の出自を知る権利を確立した」こと（反対意見パラグラフ14）。</p> <p>⑥ 「スイスでは、1992年から連邦憲法のもとで、誰もが自分の出自を知る権利が人格の権利として認められており、養子縁組の場合、市民権に関する条例の第138条は、出生証明書の原本に記載された情報を得ることに関心のある人は、州の監督当局の認可を得なければならないと規定している」こと（反対意見パラグラフ14）。</p> <p>⑦ 「オランダでも同じルールが適用され、最高裁判所は1994年4月15日のヴァルケンホルスト判決で、実の両親の身元を知る権利を含む、子どもの人格に対する一般的権利を認め、この分野で、問題となるさまざまな権利と利益を秤量するプロセスへの扉を開けた」こと</p>	

甲号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
					<p>(反対意見パラグラフ14)。</p> <p>⑧ 「欧州評議会議会は、2000年1月26日の勧告1443 (2000) (「国際養子縁組：子どもの権利の尊重」) において、各国に対し、『養子が遅くとも成人した時点で自分の出自を知る権利を確保し、これに反する条項を国内法から排除する』よう要請した」こと (反対意見パラグラフ15)。</p> <p>⑨ フランスの法律は、競合する利益の間でバランスを取り、十分な割合を確保しようとするものである。」こと (パラグラフ49) 等</p>	
55	オディエール対フランス事件判決 (抄訳)	写し	2023年3月20日	原告代理人弁護士ら	同上。	
56	ガスキン対イギリス事件判決	写し	判決日付： 1989年7月7日	ヨーロッパ人権裁判所	<p>① 「第8条の本質的な目的は、公的機関による恣意的な干渉から個人を保護することにあるが、それに加えて、家庭生活の効果的『尊重』に固有の積極的義務が存在しうる」こと (パラグラフ38)。</p> <p>② 「私生活の尊重は、誰もが個々の人間としてのアイデンティティの詳細を確立できるようにする必要があり、原則として、具体的な正当化なしに、当局がそのような非常に基本的な情報を得ることを妨げるべきではない」こと (パラグラフ39)。</p> <p>③ 「申請人のような状況にある者は、条約によって保護される、幼年期および早期発達を知り、理解するために必要な情報を受け取る</p>	

甲号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
					<p>という重要な利益を有している。一方、公文書の秘密保持は、客観的で信頼できる情報を得るために重要であり、そのような秘密保持は、第三者の保護のためにも必要であることを念頭に置かなければならない。後者の観点からは、英国のように記録へのアクセスを投稿者の同意に依存させる制度は、国の干渉の余地を考慮すると、原則として第8条の義務に適合すると考えることができる。しかし、裁判所は、このような制度の下では、記録の寄稿者が利用できないか、不当に同意を拒否した場合に、私生活や家族生活に関連する記録へのアクセスを求める個人の利益が確保されなければならないと考える。このような制度は、投稿者が回答しないか同意を保留した場合に、独立した当局が最終的にアクセスを許可しなければならないかどうかを決定することを規定している場合にのみ、比例原則に適合しているのである。」こと（パラグラフ49）等</p>	
57	ガスキン対イギリス事件判決（抄訳）	写し	2023年 3月20日	原告代理人弁護士ら	同上。	
58	「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにし	写し	2022年 9月30日	法務省民事局長 厚生労働省医政局長 厚生労働省子ども	① 熊本の病院での内密出産の場合に関連して、2020年9月30日、子が出自を知る権利に言及する形で、厚労省・法務省は、「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」と題するガイド	

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
	て出産したときの取扱いについて		家庭局長	<p>ラインを定めたこと。</p> <p>② 同ガイドラインでは、「身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産することを希望する妊婦に対し、子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点等について説明を行い、子どもへの身元情報の開示の意義を伝えること」及び「子どもの出自を知る権利を担保する観点から、可能であれば子どもへの手紙や、希望する子どもの名前、おもちゃ、物品その他子どもに託す物についても、医療機関等で管理することが可能な旨を説明し、母から提供があった場合には当該提供物について医療機関等で適切に管理し、子どもに引き継がれるようにすること」が定められ、国連の「子どもの権利条約」の「できる限り父母を知る権利」を踏まえ、生まれた子どもの出自を知る権利の保障のための当局の積極的措置を定めていること。</p> <p>③ 同ガイドラインでは、母親の氏名や住所、生年月日などの身元情報は、医療機関が永年保存し、子どもへの開示と開示時期については原則、母親から同意を得ることとされ、開示に関する情報は、児童相談所を通じて、子どもの入所施設や養親に伝える方式がとられており、子どもの出自を知る権利を保障するための制度が採用されていること。</p> <p>④ こうした内密出産のケースと比較しても、本件のような「赤ちゃん取り違え」事件における出自を知る権利の保障があまりに弱いこ</p>	

甲 号 証	標 目 (原本・写し の別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備 考
					と。等	
59	United Na tions Con vention o n the Rig hts of th e Child (子ども の権利条 約のコン メンター ル)	写 し	2021年	Stefanie Schmahl	子どもの権利条約7条及び8条の内容及び解釈。	

以上